

# 事 務 概 要

令和2年度

広島県人事委員会

## 目 次

1	人事委員会の役割 .....	1
2	委員会 .....	1
3	事務局 .....	2
4	令和2年度予算 .....	2
5	主な業務 .....	3

# 1 人事委員会の役割

人事委員会は、公正な人事行政を確立し、行政の民主的で能率的な運営を確保するため、地方公務員法に基づいて設置された人事行政の専門機関です。

知事や教育委員会などの各任命権者が行う職員の人事管理が適正に行われるよう、中立・公正な立場で人事行政の運営に関する調査、研究、企画、立案を行い、その成果に基づいて勧告、報告するなど、地方公務員法に定められた役割を担っています。

このうち、人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置としての機能を有しています。

## 2 委員会

(1) 人事委員会は、3人の委員による合議制の執行機関です。

委員は、民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関して識見を有する者を、議会の同意を得て知事が選任します。(任期4年)

職名	氏名	就任年月日	備考
委員長	加藤 誠	令和元年7月9日	3期
委員	森 信 秀 樹	平成29年7月8日	3期
委員	津 山 直 登	平成30年7月9日	1期

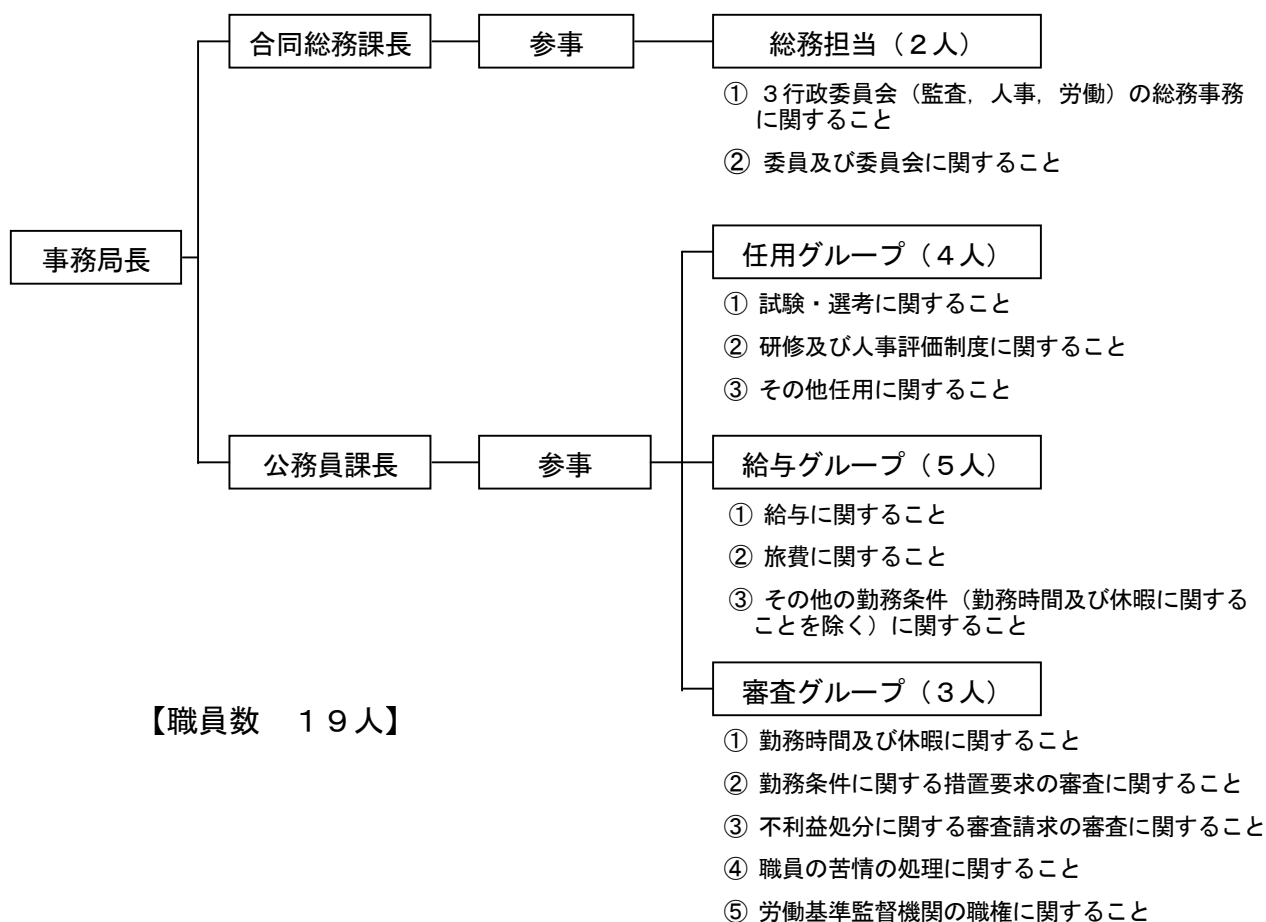
(2) 会議は、毎月2回定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催します。

令和元年度の会議開催状況

開催回数	事 項 別 件 数 (件)					
	(区分)	任用	給与	審査	共通・その他	計
25	計	61	9	24	41	135
	付議	27	7	17	10	61
	協議	1	0	2	15	18
	報告	33	2	5	16	56

(参考) 審査請求に係る口頭審理開催回数 1回

### 3 事務局



### 4 令和2年度予算

(款) 総務費

(項) 人事委員会費

(単位：千円)

目	当初予算額		増減 ① - ②	令和2年度の財源内訳			説明
	令和2年度 ①	令和元年度 ②		特定財源		一般財源	
				国庫支出金	その他		
委員会費	29,155	27,578	1,577	0	1,086	28,069	1 委員報酬 8,047 2 公平委員会事務受託費 470 3 各種採用試験実施費 16,854 4 委員会運営費 3,784
事務局費	172,224	168,163	4,061	0	2,383	169,841	1 職員給与費 160,278 2 事務局運営費 11,946
計	201,379	195,741	5,638	0	3,469	197,910	

## 5 主な業務

### (1) 職員の給与等に関する報告及び勧告

【地方公務員法8条1項2・4・5号, 14条, 24条, 26条】

職員の給与などの勤務条件は、地方公務員法の規定により、社会一般の情勢に適応するように定めること、さらに給与については、国や他の地方公共団体の職員、民間の給与などを考慮して定めることとされています。

このため、人事委員会では、毎年、民間給与と職員給与の調査を行い、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本として、給与改定等必要な勧告・報告を、議会と知事に対し行っています。

あわせて、人事行政における諸課題について調査・研究し、必要な報告を行っています。

#### ○ 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告（令和元年10月2日）の概要

##### ア 民間給与との較差等に基づく給与改定

###### (ア) 給料表

本年の職員給与と民間給与の較差312円(0.08%)を解消するため、初任給を引き上げるとともに、30歳台半ばまでの職員が在職する号給等について所要の改定

###### (イ) 期末手当及び勤勉手当

民間の支給割合に見合うよう年間支給月数を0.05月分引き上げ(4.45月→4.50月)、国の改定状況や民間の配分状況を踏まえ、引上げ分は勤勉手当に配分

###### (ウ) 実施時期

平成31年4月1日

##### イ 給与制度をめぐる諸課題

###### (ア) 住居手当

国の見直し内容や職員の家賃負担の状況、民間の住宅手当の状況等を踏まえ、令和2年4月から、手当の支給対象となる家賃額の下限を2,000円引上げ(12,000円→14,000円)、あわせて手当額の上限を1,000円引上げ(27,000円→28,000円)

###### (イ) 地域手当

本県の職員給与の状況、国及び他の都道府県の状況等を総合的に勘案し、令和2年4月から、支給割合を1.3%引き下げ、給料表の水準を同程度引き上げるなど、所要の措置

###### (ウ) 高齢層職員の昇給制度の見直し

本県職員の実態や国における定年引上げに伴う高齢層職員の給与水準等の在り方に係る検討などを踏まえつつ、引き続き検討

###### (エ) 公安職の初任給基準

本県の行政職その他の職種や他の都道府県との均衡を図るため、見直しが必要

##### ウ 人事行政における当面の諸課題

###### (ア) 人材の確保・育成等

###### a 多様で有為な人材の確保

- b 能力・実績に基づく人事管理の推進
- c 人材育成
- d 女性の活躍の推進
- e 障害者雇用の推進
- f 会計年度任用職員制度への対応
- (イ) 働き方改革と勤務環境の整備
  - a 時間外勤務の縮減等
  - b 両立支援の取組の推進
- (ウ) 職員の健康管理等
  - a 職員の健康管理
  - b ハラスメントの防止
  - c 長距離・長時間通勤の解消
- (エ) 高齢層職員の能力及び経験の活用
- (オ) 不祥事防止に向けた取組の徹底

## (2) 職員の採用試験、昇任選考等 【地方公務員法8条1項6号、15条～23条の4】

県職員の採用や昇任は、人事委員会が行う試験又は選考の結果に基づいて行うこととされています。

人事委員会では、任用の基本原則である平等取扱いと成績主義に基づいて、多様化する県民ニーズに対応できる優秀な人材の確保に努めています。

### ○ 令和元年度 職員採用試験・採用選考実施状況

区 分		受験者数 (A)	合格者数 (B)	競争倍率 (A)/(B)
競争試験	大学卒業程度試験	658人	219人	3.0倍
	社会人経験者試験	421人	67人	6.3倍
	短大卒業程度試験	19人	3人	6.3倍
	高校卒業程度試験	187人	68人	2.8倍
	警察少年育成官試験	11人	2人	5.5倍
	警察官(男性)試験	1,014人	193人	5.3倍
	警察官(女性)試験	327人	40人	8.2倍
	追加公募等	181人	41人	4.4倍
	任期付職員試験	75人	24人	3.1倍
小 計		2,893人	657人	4.4倍
選考試験	身体に障害のある人を対象とした試験	9人	6人	1.5倍
	そ の 他	25人	8人	3.1倍
	小 計	34人	14人	2.4倍
その他採用選考		91人	91人	
合 計		3,018人	762人	

(注) 人事委員会が任用手続に関与するものに限る。

### ○ 令和元年度 職員昇任選考実施状況

(単位：人)

職 別	知 事	教育委員会	警察本部	そ の 他	計
局長相当職	2			2	4
部長相当職	16	3	1	2	22
課長相当職	48	9	1	7	65
担当監・参事相当職	107	24	11	20	162
主査相当職	68	11	30	31	140
合 計	241	47	43	62	393

(注) 警察本部については警察官を除く。

○ 令和2年度 職員採用試験実施計画

試験区分	公告日	受付期間	第1次試験	最終合格発表
大学卒業程度試験	5月19日	5月19日 ～6月10日	6月28日	8月17日
行政（一般事務B）	5月19日	5月19日 ～6月10日	6月28日	8月28日
第1回社会人経験者試験	5月19日	5月19日 ～6月10日	6月28日	8月28日
第2回社会人経験者試験	8月31日	8月31日 ～9月24日	10月30日	12月3日
短大卒業程度試験（総合土木）	5月19日	5月19日 ～6月10日	6月28日	8月17日
高校卒業程度試験	7月3日	7月3日 ～9月8日	9月27日	11月9日
警察少年育成官試験	5月19日	5月19日 ～6月10日	6月28日	8月17日
第1回警察官試験	3月1日	3月1日 ～4月14日	6月21日	8月21日
第2回警察官試験	7月3日	7月3日 ～9月1日	9月20日	11月19日



### (3) 条例意見の提出

【地方公務員法5条2項】

職員の給与など職員の人事行政に関する条例の制定又は改廃について、議会から意見を求められた場合、意見を申し述べます。

#### ○ 条例案に対する意見（令和元年度）

年月日	条例案	意見
令和元年 12月6日	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案中職員に関する部分	適当と考えます。
	職員の給与に関する条例の一部改正	
	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正	
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	
	短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正	
職員の退職手当に関する条例の一部改正		
	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	
令和2年 2月20日	県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案	適当と考えます。

#### (4) 職員からの措置要求や審査請求の審査

【地方公務員法8条1項9・10号, 46条～51条の2】

職員は、人事委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し当局により適当な措置が執られるべきことを求めたり、また、懲戒処分などの不利益な処分に対して審査請求を行うことができます。

人事委員会は中立機関として、このような職員の措置要求や審査請求について、事案を審査し、判定や裁決などを行っています。

##### ○ 勤務条件に関する措置要求の状況（令和元年度）

令和元年度当初	新規要求	取下げ	判定	令和元年度末
1件	0件	0件	1件	0件

処理状況（令和元年度末現在）

事案なし

##### ○ 不利益処分に関する審査請求の状況（令和元年度）

令和元年度当初	新規申立て	取下げ	裁決・決定	令和元年度末
1件	0件	0件	1件	0件

処理状況（令和元年度末現在）

事案なし

#### (5) 職員からの苦情相談

【地方公務員法8条1項11号】

平成17年4月に設けられた苦情相談制度により、職員の勤務条件や職場環境など職場における人事管理に関する職員からの苦情について、相談に応じています。

相談内容に応じて、相談者への制度説明や助言、任命権者への調査の依頼や改善指導などを行っています。

##### ○ 職員からの苦情相談の状況（令和元年度）

（単位：件）

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	受託(市町等)	合 計
給 与					
勤 務 時 間					
任 用	1				1
いじめ・嫌がらせ			1	1	2
そ の 他		1			1
計	1	1	1	1	4

## (6) 労働基準監督機関としての事務

【地方公務員法 58 条 5 項】

知事部局の本庁や地方機関（厚生環境事務所・保健所などは除く）、県立の教育機関、警察署などの事業所に対して、労働基準監督署に代わって労働基準監督機関としての職権を行使する事務を行っています。

労働基準法や労働安全衛生法の規定に基づく各種の許可や届出・報告の受理、事業所に対する実地調査の定期的な実施など、職場環境や職員の労働条件が適正に守られるよう所管の事業所を監督しています。